

商品概要説明書

マイカーローン（一般型A）

（平成 28 年 5 月 2 日現在）

| | |
|-----------|---|
| 商品名 | マイカーローン（一般型A） |
| ご利用いただける方 | <p>○当 J A の組合員の方。</p> <p>○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。ただし、20 歳未満の農業者以外の組合員の場合は給与所得者の方。</p> <p>○前年度税込年収が 200 万円以上（正組合員の方は 150 万円以上）ある方（自営業の方は前年度税引前所得とします。）。</p> <p>○原則として、勤続（または営業）年数が 1 年以上の方。</p> <p>○生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。</p> <p>○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</p> |
| 資金用途 | <p>○ご本人または同居のご家族が必要とされる次のご資金が対象です。ただし、営業用自動車は除きます。</p> <p>①自動車・バイク（ともに中古車を含む。）のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用。</p> <p>②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。</p> <p>③運転免許の取得のためのご資金。</p> <p>④カー用品（カーナビ等）のご購入資金。</p> <p>⑤車庫建設のためのご資金（建設費が 100 万円以内のものとしします。）。</p> <p>⑥他金融機関等から借入中の自動車資金の借換資金。</p> |
| 借入金額 | ○ 10 万円以上 1,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。 |
| 借入期間 | <p>○ 6 か月以上 10 年以内とします。</p> <p>○ただし、他金融機関から借入中の自動車資金の借換えの場合、借入期間は現在お借入中の自動車資金の残存期間内とします。</p> |
| 借入利率 | <p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【変動金利型】</p> <p>お借入時の利率は、3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日および 12 月 1 日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年 4 回見直しを行い、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日および 1 月 1 日から適用利率を変更いたします。</p> <p>お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>【固定金利型】</p> |

| | <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</p> | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|---|-------|--------|--------|--------|-----|------|------------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 返済方法 | <p>○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年 2 回返済方式（専業農業者の方に限ります。）、年 1 回返済方式（専業農業者の方に限ります。）、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50 % 以内、10 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</p> | | | | | | | | | | | | |
| 担保 | ○不要です。 | | | | | | | | | | | | |
| 保証人 | ○当 J A が指定する保証機関（秋田県農業信用基金協会）の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。 | | | | | | | | | | | | |
| 保証料 | <p>○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>①一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料（例）】 （お借入利率 年 2.0%、保証料 年 0.60% の場合）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>お借入期間</th> <th>1 年</th> <th>3 年</th> <th>5 年</th> <th>7 年</th> <th>10 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料 (円)</td> <td>3,241</td> <td>9,224</td> <td>15,202</td> <td>21,180</td> <td>30,140</td> </tr> </tbody> </table> <p>②分割払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年●%です。</p> | お借入期間 | 1 年 | 3 年 | 5 年 | 7 年 | 10 年 | 保証料 (円) | 3,241 | 9,224 | 15,202 | 21,180 | 30,140 |
| お借入期間 | 1 年 | 3 年 | 5 年 | 7 年 | 10 年 | | | | | | | | |
| 保証料 (円) | 3,241 | 9,224 | 15,202 | 21,180 | 30,140 | | | | | | | | |
| 手数料 | <p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>①全額繰上返済の場合…●●円 ②一部繰上返済の場合…●●円</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は●●円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> | | | | | | | | | | | | |
| 苦情処理措置および紛争解決措置の内容 | <p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または●●部（電話：●●●－●●●－●●●●）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、秋田県農業協同組合中央会が設置・運営する秋田県 J A バンク相談所（電話：0 1 8－8 6 4－2 0 3 0）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用</p> | | | | | | | | | | | | |

できます。上記当組合●●部または秋田県 J Aバンク相談所にお申し出ください。

仙台弁護士会（ J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記秋田県 J Aバンク相談所にお申し出ください。）